

農地中間管理事業に係る農用地等の借受希望者募集要領

公益社団法人宮崎県農業振興公社

1 目的

この要領は、公益社団法人宮崎県農業振興公社（この要領においては宮崎県農地中間管理機構と称し、以下「機構」という。）が農地中間管理事業の実施にあたり、公益社団法人宮崎県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規定に基づき、機構が定める区域に存する農用地等について、借受を希望する者の募集に関する必要な事項を定める。

2 募集する区域

市町村区域又はこれより小さい農業集落、学区、大字、公民館単位の区域とする。

3 募集の方法

機構のホームページのほか市町村及び農業委員会等の窓口等で行うものとする。

4 募集の時期・期間

借受希望者の募集は、1年間を通して行うものとする。ただし、27年度は5月募集後の7月から実施するものとする。

5 応募資格

募集する地域で農業を営もうとする者。

（認定農業者、農業生産法人、新規就農者、新規参入法人等）

6 応募方法

借受希望者は、農用地等借受希望申込書（以下、「申込書」という。別記様式1号）に必要事項を記入の上、募集の区域を管轄する市町村農政担当課へ提出するものとする。

7 応募者の公表

機構は、応募者の氏名又は名称、募集区域内外の農業者の別、希望する農用地等の種別、面積、作物の種別について、公表するものとする。

また、公表は、応募者を毎月末毎に集計して、機構ホームページ等により行うものとする。

8 申込書の取下げ

借受希望者の募集に応募した者が、申込書の提出後に、これを取り下げようとする場合は、農用地等借受申込書の取下車（別記様式2号）を申込書を提出した市町村農政担当課に提出するものとする。

9 各市町村の問い合わせ先

別紙窓口一覧参照

10 申出書記載内容の適用期限

公表の日から1年間とする。ただし、自動更新を希望される方は適用期間を1年間に限って自動更新できるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月1日から施行する。